

愛銀相続定期預金規定

2022年10月3日現在

1. (預入対象者)

- (1) この預金の対象者は、預金お申込み時点で当行の口座に相続により取得した資金が入金された個人のお客さまとします。なお、他の金融機関にて相続により取得した資金を受取りの場合でも、当行口座に預け替えいただければ、この預金の対象とします。
- (2) この預金は、相続手続完了後1年以内に、相続により取得した金額を原資として預入いただくことが条件となります。

2. (預入の最低金額等)

相続により取得された資金を上限としてお預入れいただくことができます。(預入単位1円)

3. (自動継続)

- (1) この預金は通帳記載の満期日に、6か月または1年満期の自動継続自由金利型(M型)定期預金(スーパー定期)または自動継続自由金利型定期預金(大口定期預金)として自動的に継続します。なお、継続後は、金利、その他のすべてについて自動継続自由金利型(M型)定期預金(スーパー定期)または自動継続自由金利型定期預金(大口定期預金)に従ってお取扱いします。
- (2) 継続を希望されない場合は、満期日前にその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。満期日以降については、普通預金利率にてお取扱いします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について通帳記載の利率によって計算します。
- (2) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合または定期預金共通規定第11条第3項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日の普通預金利率によって計算します。
- (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算とします。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。なお、この預金の一部解約はできません。

6. (その他参考となる事項)

- (1) この規定は各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

以上